

| | | | |
|-----------------------|-----|-----------------------|-----|
| 第8回歯科技工士の養成・確保に関する検討会 | 参考 | 第7回歯科技工士の養成・確保に関する検討会 | 資料2 |
| 令和元年12月12日 | 資料1 | 令和元年10月31日 | |

歯科技工士の養成・確保に関する検討会

これまでの議論の整理と今後の方向性について(案)

1 歯科技工士の養成について

<現状と課題>

1.1 歯科技工士養成施設の状況

- 近年、歯科技工士養成施設の入学者(卒業者)数は年々減少しており、さらに養成施設の募集停止も相次いでいる。
- 入学者数が減少している原因のひとつとして、う蝕の罹患率の減少により治療経験が少ない若年者が多く、歯科技工士の認知度が低いことが考えられる。
- 歯科技工士養成施設の入学希望者が減少してきているのは、歯科技工士という職業の認知度が低いという問題があるが、それだけではなく歯科技工に対する魅力が減ってきているからではないか。歯科技工士に関して長時間労働や低賃金というイメージがあり養成施設は進路の選択肢の中で敬遠されていると考えられることから、労働環境等の改善の取組を進めることが必要である。
- 入学者の男女比については、女性の割合が増加傾向にある。

1.2 教育内容

- 教育内容については、弾力的なカリキュラム編成が可能となるように平成29年に歯科技工士学校養成所指定規則の見直しを行い、教育内容の大綱化及び単位制を導入した(平成30年施行)。
- 医療に携わりたいと考えて歯科技工士を選択した学生が多い中で、現状の教育ではその実感を得ていない者も多いと思われる。
- 歯科診療や歯科技工の現場を早期に見学することにより、患者を意識して実習に取り組む姿勢が見られ、学生のモチベーションの向上にもつながり、さらには就職後の離職防止にもつながると考えられることから、歯科技工が歯科医療に関わっていることが実感できる教育(歯科医療機関や歯科技工所での実習等)が必要ではないか。
- 教育内容の工夫のひとつとして、歯学部や歯科衛生士養成施設との交流を行い、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士のそれぞれの職種の理解を深めるような内容を授業に組み込むことも必要ではないか。

- 近年の学生は、CAD/CAM 装置などデジタル技術を用いたものや IT 等に対しては特に関心を持つ者が多い傾向にある。学生を確保するためには、時代にあった教育内容が求められる。

1.3 修業年限

- 超高齢社会の進展や歯科医療に対する国民の意識の変化等に対応し、社会のニーズに応えることができる歯科技工士を養成するためには、現在の教育内容では不十分な部分もあることから、修業年限を現行の「2年以上」から「3年以上」にすることが必要だと考える。

(追加が必要だと考えられる教育内容の例)

- ・ 診療室のチェアサイドでの歯科技工士が歯科医師と連携し、より質の高い歯科医療の提供を可能とするために必要な、臨床に関わる幅広い歯科医学的知識やそれらに関連する内容
 - ・ 訪問歯科診療において有床義歯の修理等が必要な場合に歯科技工士が歯科医師に帯同することによって、より質が高く効率的な在宅歯科医療の提供が可能となるよう、在宅歯科医療に関連する内容
 - ・ 労働環境の改善等に取り組むことができるよう、労務管理等に関する内容
- 3年制課程の必要性は理解できるが、現状では、経済的な理由により2年制課程の学校を選ぶ受験生がいる。
 - 現在2年制課程の養成施設の中には規模の小さい施設も多く、教育課程を「3年以上」とすることにより負担が増し、閉鎖する施設が増加することも懸念される。
 - 2年制課程卒業後に国家試験受験資格を与え、国家試験合格後に臨床研修のような制度や歯科技工士として働きながら学ぶことができる環境整備を行うことを検討してもよいのではないか。
 - 歯科技工士養成施設の修業年限は「2年以上」となっていることから、現状では、4年制大学、短期大学、3年制課程専門学校(昼間・夜間)、2年制課程専門学校(昼間)があるが、4年制課程・3年制課程については、2年制課程との違いを示すことが必要である。
 - 現状では、いずれの課程を卒業しても歯科技工士としては同じ扱いであるが、4年制課程では臨床に必要な(特に高齢者医療に参加できるような)教育を充実させることにより4年制課程を修了した者については義歯の管理などの臨床に関わることができるようにする等、歯科技工士の業務のあり方について検討しても

よいのではないか。

1. 4 就職、その他

- 求人件数は増加傾向にあり、求人に応えられていない状況である。学生の傾向としては、大規模な歯科技工所を希望する者が多い。
- 歯科技工士養成施設への海外からの留学生が増加しているが、歯科技工士国家試験の受験資格はあっても、歯科技工士として就労するための在留資格がないため、日本で歯科技工士として就労できない状況となっていることから、歯科技工士として就労可能となるようにすべきである。
- 一方で歯科技工士の資格を有しながら歯科技工士として就業していない者が、国内に多数いることから、離職者対策を考えるべきである。在留資格に歯科技工士を追加するとしても、そのことにより日本の歯科医療や歯科技工にマイナスの影響がないようにすべきである。

<歯科技工士の養成に関する今後の方向性>

- 歯科技工士養成施設に入学した学生が歯科医療における歯科技工士の役割を知り、歯科医療に携わる職種であるという意識を早期に持つことができるようすることは重要であることから、単位制の導入後の各施設のカリキュラムの状況を見つつ、教育内容に歯科医療機関や歯科技工所の見学等を取り入れることを推進することとしてはどうか。
- 養成過程の修業年限については、現行において「2年以上」となっていることから、3年以上の養成課程も可能であるが、3年制養成課程とする養成施設数は2施設(夜間課程及び4年制課程を除く。)にとどまり、増加していない現状を鑑みると、現時点で必要修業年限を「3年以上」と法制化することは困難であると考えられる。一方で、診療室や在宅歯科医療の現場において歯科医師が歯科技工士と連携することによってより質の高い歯科医療の提供が期待されることや、3年以上の養成課程を修了した歯科技工士の業務のあり方について検討が必要ではないかとの意見もあることから、今後、歯科技工士に求められる(期待される)業務内容及びそのために必要な教育内容等について検討を行うこととし、修業年限についてもあわせて引き続き検討してはどうか。
- 歯科技工士養成施設の入学者数及び歯科技工士国家試験合格者数は減少傾向にあることから、労働環境改善などの歯科技工士として就業後の離職防止対

策についてもあわせて検討すべきである。一方で、近年、歯科技工士養成施設には留学生も一定数おり、国家試験合格後に日本国内で歯科技工士として就労しながら更なる歯科技工の技能習得を希望する者もいると考えられることから、歯科技工士として就労しつつ研修が可能となるよう、関係省庁とともに在留資格について見直しを検討してはどうか。ただし、期間を限定する等の条件をつけるとともに、養成施設における留学生の受入状況等についても適宜、情報収集を行うなど適切な運用となるように努めるべきである。

- 1学級定員について→10月31日の議論により、追加修正
(現時点案)1学級の定員について、現状において大半が30人以下であり、また10人以下の養成施設も一定数あることから、現行の「10人以上35人以下」を「30人以下」と見直してはどうか。

2 歯科技工士の確保に関する内容

<現状と課題>

2.1 歯科技工士の現状

- 日本の総人口は減少しても高齢者人口の減少は大きくないことから、補綴物等の製作に関わる歯科技工の重要性は今後も変わらないと考えられる。また、デジタル化等による歯科技工の効率化が進んでも、歯科技工士は必要であることから、歯科技工士の養成・確保は重要な課題である。
- 一方で、今後の歯科医療の動向やデジタル化等の歯科技工に関する技術の進歩も踏まえ、必要な歯科技工士数について検討する必要がある。

2.2 歯科技工士の離職・復職について

- 年齢階級別の就業者数について、歯科衛生士ではM字カーブになっており20代～30代に離職した後も復職する傾向が見られるが、歯科技工士では右肩下がりであり、離職後に復職する者は少ない。
- 若いうちに給与・待遇面や仕事の内容等への不安があると、歯科技工士として働き続けることに不安をもち、結婚等のライフイベントを期に離職するケースが多いと考えられる。
- 歯科医療に関わる職業としての実感を得にくいことや自分自身の仕事に対する評価が少ないこと等によって、仕事のやりがいを感じにくくなり、離職につながっていると考えられる。
- 離職防止のためには、職場環境や長時間労働などの労働環境や給与等の処遇

に関する問題を改善する必要がある。

- 短時間勤務の歯科技工士の雇用など、多様な勤務体系を取り入れていくことが必要である。
- 女性歯科技工士が増加していることから、産休育児休暇の取得や子育てのための勤務時間の調整等、女性が働きやすい環境を整えることが必要である。
- 一度離職した後(特に長期離職後)の復職が困難となる理由のひとつに、技術的な不安があると考えられることから、復職支援の際は技術修練を含む研修が必要である。
- 地域医療介護総合確保基金等を活用して、多くの都道府県で歯科衛生士の復職支援事業は実施されている一方で、歯科技工士についてはほとんど実施されていない。

2.3 歯科技工所の状況について

- 歯科技工士の就業場所は、歯科技工所が約 73%、病院・診療所が約 25%であり、病院・診療所で働く歯科技工士(以下、「院内歯科技工士」)の数は減少傾向にある。
- 歯科技工所の規模は、就業歯科技工士数が 1 人の歯科技工所(以下、「1 人歯科技工所」)が約 77%を占め、2～9人の歯科技工所が約 22%、10 人以上の歯科技工所は約1%にとどまっている。
- 「1 人歯科技工所」では、すべての製作過程を 1 人で行うため、一連の過程に責任をもって業務にあたるが、業務分担ができないため、状況によって長時間労働にもなりがちである。一方で自分の裁量により業務時間の配分を行うことができる。
- 就業歯科技工士数が複数の歯科技工所では、業務分担や進捗管理の工夫による効率化や人材育成のための各種研修の実施等の業務改善への取組が可能である。
- 「院内歯科技工士」は、歯科医師と日常的にコミュニケーションをとることができるため指示書だけでは伝わりにくい内容も歯科医師と意見交換をしながら進めることができる。また、チェアサイドの立ち合いも可能なため、やりがいにつながっている。
- 厚生労働科学研究の結果によると、歯科技工所における雇用契約等の締結状況は、
 - ・ 歯科技工所における雇用契約の締結については、「家族以外の従業員がいな
 - いたため不要」と回答した歯科技工所が約6割であったが、「結んでいない」が約

2割

- ・ 就業規則の作成については、「作成していない」が約8割
- ・ 補てつ物等の製作受託に関する歯科医療機関との契約書については、「取り交わしていない」が約9割

であった。

- CAD/CAM 装置を含め各種設備投資にかかる費用が増加傾向にあることから、小規模な歯科技工所はそれぞれの得意分野を生かしながら連携を強めていく必要がある。

＜歯科技工士の確保に関する今後の方向性＞

- 歯科技工士の離職防止対策は喫緊の課題であり、労働環境や勤務環境改善の取組みが必要である。厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」の結果及び結果に基づく提言をふまえ、
 - ・ 雇用契約の締結や就業規則作成・整備の必要性
 - ・ 歯科医療機関と歯科技工所との業務委託契約書の作成の推進等について、周知を図ることとしてはどうか。
- 歯科技工所の勤務環境を改善するためには、業務の効率化を進める必要があるが、その方法については歯科技工所の規模や地域の状況等、個々の状況に応じた取組みを考える必要がある。「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」のモデル事業等において、多様な業務モデルの好事例の収集・分析をすすめ、全国の歯科技工所で横展開が可能となるよう、周知を図ることとしてはどうか。
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進するため、現行法令上可能な業務について内容を整理し、周知することとしてはどうか。

3 歯科技工の業務等について

＜現状と課題＞

3.1 デジタル技術の活用

- CAD/CAM装置などデジタル技術を活用した歯科技工により、従来は手作業で行ってきた工程の効率化や均てん化が可能になる一方で、設備導入や維持のコストが高額になる、操作に慣れるまでに時間を要するなどの課題もあり、小規模な歯科技工所では導入困難となる場合も多い。
- CAD/CAM 装置を用いた歯科技工は増加傾向にあり、これらのデジタル技術を活用した歯科技工は今後も増加することが推測される。
- CAD/CAM 装置などデジタル技術を活用した歯科技工のみを行う場合の歯科技

工所の構造設備基準等のあり方について、検討する必要があるのではないかと。ただし、その際は、安全性等も検討する必要がある。

3. 2 チェアサイドでの業務

- 現行では、歯科技工士はその業務を行うにあたり、試適等の患者の口腔内を直接触れる行為はできないが、歯科技工士の業務範囲を拡大することによって、より良い歯科技工物を製作することができれば、歯科医師にとってもメリットがあり、さらには歯科医療機関における雇用の拡大や歯科技工士の地位向上にもつながると考えられる。

(参考)

歯科技工士法第二十条

歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

- 訪問歯科診療や介護の現場における歯科技工士の業務のあり方について検討が必要ではないか。

3. 3 トレーサビリティ、その他

- 歯科技工物のトレーサビリティを確保するために、患者に歯科技工物の作成者等がわかるシステムが必要であり、また歯科技工士の認知度を上げるために、歯科技工物の作成者について歯科医療機関に掲示する等の取り組みを進めるべきである。
- 国民がもっと自身の口腔内に関心を持つようになれば、口腔内に入れている歯科技工物に対して関心が高まり、それを作成している者に目が向けられ、歯科技工士の認知につながると考えられる。

<歯科技工の業務等に関する今後の方向性>

- デジタル技術を活用した歯科技工を行う場合について、CAD は PC 上の作業のみとなることから、歯科技工の過程において CAD を行う際にテレワークを活用する場合の取り扱いを明確化してはどうか。
- チェアサイド等における歯科医師と歯科技工士の連携を推進する観点から、
 - ・ シェードテイキング等、現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容
 - ・ 訪問歯科診療において歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び歯科技工を行う場所の考え方について、整理してはどうか。
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士の業務範囲(歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。)については、歯科技工士養成過程にお

ける教育内容や必要な修業年限も併せて、引き続き具体的な検討を行うこととしてどうか。

- 国民に対する歯科医療や歯科技工・歯科技工士に関する周知、啓発をさらに推進するための方策を検討する。